

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年4月14日
照会部署名 港年金事務所厚生年金適用課
照会担当者 アシスタントインストラクター(役職名)課長 諏訪正幸
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認	菅野晃
-------------	-----

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2011-047	本部受付番号 No. 2011-231
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

遡って役員報酬を引き下げた場合の月額変更について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

厚生年金法第22条、第23条、第24条第1項

健康保険法第42条、第43条、第44条第1項

(内容)

平成22年5月に設立し、新規適用により資格取得した法人事業所の代表者について、適用(平成22年5月1日取得)当初は報酬を1ヶ月30万円と定め、12月まで各月とも支払われてきたが、経営悪化のため平成23年1月に取締役会において「平成22年度の報酬を年間240万円とする」ことを決定した。また、23年4月以降については、各月の報酬は20万円になる見込みである。

実際に支払われた報酬

22年5月～12月 300,000 円

23年1月～ 3月 0 円(12月まで240万円支払い済みのため)

23年4月～ 200,000 円(予定)

1月の取締役会の決定は、平成22年度の報酬について年棒で定めているため、給与体系を設立時である平成22年の5月まで遡って月額30万円から年間240万円に変更していることになると思われます。

「各月の報酬額について」

年間240万円の年棒を対象期間（5月の設立から年度末までの11ヶ月）の月数より少ない回数（8回）で分割して支払い終わってしまったため、1月から3月までの報酬が0円となってしまっています。

役員の場合にはこういった支払い方法も可能なのでしょうか。また、支払いがない月が生じてしまっていますが、各月の報酬額についての考え方をご教示ください。

「遡って報酬が減額となった場合の月額変更の起算月について」

1月に取締役会の決定により報酬額に変動が生じますが、月額変更届の起算月等がどうなるかご教示ください。

＜対応案＞

1. あくまで実際に支払われた金額を各月の報酬とする。1月で0円になったことについては、年度末までの年棒として報酬を受けている以上資格喪失にはならず資格は継続するとみなす。また、1月の取締役会の決定により報酬が変動するものの3月までは支払いがないため、4月で20万円の支払いが開始されれば最初に報酬変更後の実績が確保された月として4月を起算として隨時変更に該当する。

2. 1ヶ月あたりの報酬を元に保険料を決定する以上、年棒制について月数より少ない回数で分割支払いされた場合には、月数で割ったものを各月の報酬ととらえる。1月で年棒制となったことにより1月あたりの報酬は

$$2,400,000 \div 11\text{月} = 218,181\text{円}$$

となる。平成22年5月まで遡って変更しているものの、決定が平成23年1月であり、12月まではすでに30万円が支払われているため、1月を起算として30万円から218,181円への隨時変更に該当する。

3. 2と同じく年棒を月数より少ない回数で分割支払いされた場合には、月数で割ったものを各月の報酬ととらえる。平成23年1月の取締役会の決定については、役員自身が遡って報酬が減額となることに同意しているため、疑義照会2010-612 債権放棄に係る月額変更と同様ととらえ、平成22年5月から218,181円であったものとして平成22年5月まで月額変更の起算は遡る。（今回は資格取得が5月であるため、資格取得届の訂正となる）

当所としては「1」が妥当と考えます。

(ブロック本部回答)

平成23年1月から3月までの報酬が支払われない期間における被保険者資格については、本部疑義照会回答No.2010-214によると、「取締役会等によって無報酬の決定がされているのであれば、その時点で被保険者資格を喪失させ、また、その後に報酬が支給されることとなれば、その時点で被保険者資格を取得させることとなる。」とありますが、本部疑義照会回答No.2010-769では、年俸を1回で支払う役員について被保険者資格を認めていることから、一定期間（平成22年5月～平成23年3月）によって報酬が定められている場合についてもその定められた報酬を5月から12月までの8回で支払い、1月から3月は0円の場合であっても被保険者資格は継続すると考えます。

なお、報酬の訂正が取得当時（平成22年5月）まで遡ることから、資格取得時報酬訂正の取扱いも考えられますが、本部疑義照会回答No.2010-381に、「資格取得時の報酬訂正を行うのは、固定的賃金や手当の算入もれ、明らかな計算誤りがあった場合等」と示されているため、本案件については、資格取得時報酬訂正を行うことはできないと考えます。

また、遡及随時改定については、平成7年6月30日社会保険審査会の裁決によると、取締役会によって遡って遅配している報酬を減額した場合の随時改定の取扱いについて「取締役会の議決が行われる前までの給与（報酬）の債権は、具体的に発生し、確定しているので、取締役会での議決があったからといって、遡って標準報酬の改定を行うことは妥当ではない。」と解しています。

その後、平成21年11月10日府保険発第1110002号「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について」が示されたことにより、遡及随時改定の新たな取扱いとして「役員報酬の全部又は一部の未払分を債権放棄した場合については、遡及の随時改定の取扱いができる」となりましたが、本案件のように、既に支払われた報酬を遡及して減額した場合についてまで取扱いが拡大されたことは読み取れることから、遡及随時改定はできないと考えます。

当ブロック本部としては、降給が遡って行われた場合は、昭和36年1月26日保発第4号通知に、昇給が遡って行われた場合の保険者算定については、「随時改定の場合に行なう保険者算定は、昇給が遡及したため、それに伴う差額支給によって報酬月額に変動が生じた場合とすること。なお、この場合において保険者が算定すべき報酬月額は、随時改定されるべき月以降において受け

るべき報酬月額によること。」と示されていることから、この例に準じて降給が遡って行われた場合も保険者算定として差し支えないと考えます。その場合、変動月前の分として遡及して減額された部分を加えて修正平均を算出することとなります。

したがって、本案件の場合は、減額の対象となった報酬は、取締役会の議決が行われた日の翌日以後の期間に対応する報酬と考え、随時改定の起算月は平成23年1月となり、平成23年1月～3月までの各月の報酬は「 $2,400,000 \div 11 = 218,181$ 円」、標準報酬の改定は4月とすることが妥当と考えます。

しかしながら、本案件は諸規定において明確にされている事案ではないため、機構本部へ照会します。

回答日（又は本部への照会日） 平成23年5月6日

回答部署名 南関東ブロック本部適用・徴収支援部

厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長） 軽部美治

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

今泉礼三

（本部回答）

今回の事例においては、既に支給された役員報酬を取締役会の決議により遡及して変更しているが、この場合の随時改定については、ブロック本部回答のとおり、決議のあった月を起算月として行うことになる。（疑義照会回答No2010-440）変更後の報酬の支払額は0となっているが、これは変更後の報酬を既支給分の報酬で相殺する扱いと考えられるため、相殺前の報酬の支給を受けているものとして取り扱うことが妥当である。なお、変更後の報酬は、特別な事情がない限り、変更後の年間支給額を12月（今回の場合は11月）で除して得た額とすることになる。（疑義照会回答No2010-769参照）

回答日 平成23年 5月25日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

坂東

(回答提供先)

○						
機構 LAN 掲載	相談 センター	社労 士会	健保 協会	年金 局	HP 掲載	